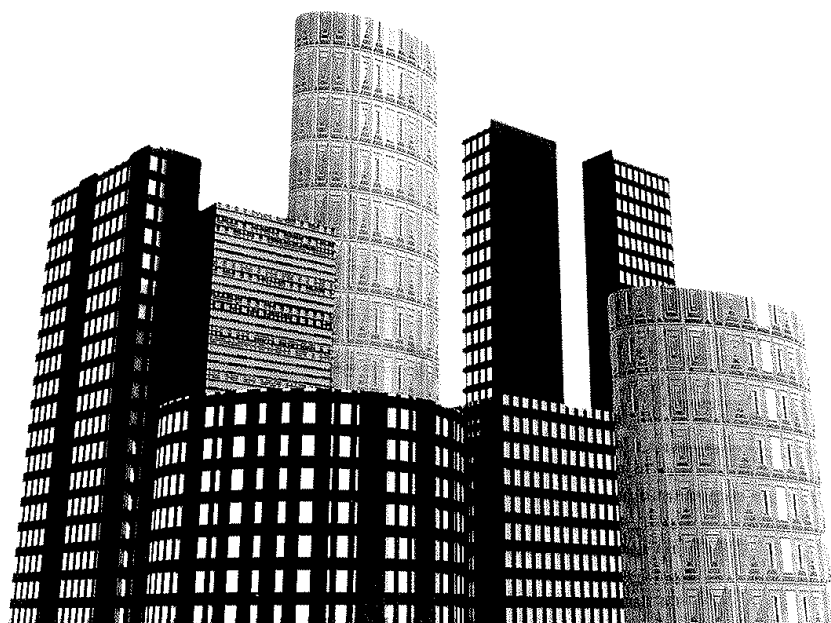


防火安全技術再講習

受講の手引き



東京都知事登録講習機関
公益財団法人東京防災救急協会

この「受講の手引き」は、火災予防条例第63条の2第1項及び条例規則第22条第6項の規定に基づき、火災予防施行規程（昭和37年7月3日東京消防庁告示第17号）第13条第3号ロに定められた防火安全技術講習の「再講習」（以下「防火安全技術再講習」という。）のご案内です。

1 受講対象者

第一種防火安全技術講習修了者又は第二種防火安全技術講習修了者で、基礎課程の受講日から5年以内(以下「有効期間」という。)の方、及び有効期間内の受講が困難であると認められ、その認められた期間内の方が対象です。

2 講習・会場

講習日及び会場については、別添え「防火安全技術再講習実施予定表」のとおりです。

3 講習時間

9時30分～16時40分（8時30分受付開始）

4 再講習の内容

科目及び時間は次表のとおりですが、実施内容等が一部変更となる場合もあります。

時 間	再 講 習 科 目 等	時 間
8:30～9:30	受付・オリエンテーション	
9:30～16:40	防火安全上留意すべき事項	2：00
	（ 昼 休 み ）	1：00
	過去5年間における防火基準 火気使用設備等技術基準 消防用設備等技術基準に関する規定の改正概要	2：00
	火災事例研究	2：00

5 修了証の失効

有効期間が終了する日（有効期間の延長が認められた場合にあっては、当該期間の末日（以下「受講期限」という。））までに再講習を受講しなかった場合は、東京消防庁火災予防施行規程（昭和37年7月3日東京消防庁告示第17号）第13条第3号ハに基づき、第一種防火安全技術講習修了証又は第二種防火安全技術講習修了証は失効します。

6 修了証の交付について

再講習を修了した方には、現に交付されている第一種防火安全技術講習修了証又は第二種防火安全技術講習修了証と引き換えに、第一種防火安全技術講習修了証又は第二種防火安全技術講習修了証を交付いたします。

7 受講料（テキスト代・消費税を含む。）及び振込方法

¥9,450円

受講料は、同封の指定金融機関の振込用紙により振込みください。（振込手数料は受講者負担となります。）

テキストは、講習会場にてお渡しします。なお、既納の受講料は、理由の如何を問わず返金いたしません。

8 期限の延長

次に掲げる事情により、再講習受講期限の延長を必要とする方は、修了証の有効期限日までに東京都知事登録講習機関の公益財団法人東京防災救急協会（以下「防災救急協会」という。）に対して、修了証の有効期間内に再講習受講期限の延長申請（別記様式第4号）を行ってください。審査の結果により受講期間の延長が原則として1年間延長されます。

- ① 海外旅行をしていること。
- ② 災害を受けていること。
- ③ 病気にかかり、又は負傷していること。
- ④ 法令の規定により身体の自由を拘束されていること。
- ⑤ 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていること。
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、防災救急協会がやむを得ないと認める事情があること。

再講習受講期限延長申請書（別記様式第4号）は、防災救急協会に請求するか、防災救急協会のホームページ「<http://www.tokyo-bousai.or.jp/>」からダウンロードし、印刷することができます。

9 受講申請要領

(1) 申請方法

受講を希望される方は、(2)の防火安全技術再講習受講申請書類等を申請場所に郵送又は持参してください。

申請期間内であっても定員になり次第締め切りします。また、受講希望日と異なる受講日を指定させて頂く場合があります。

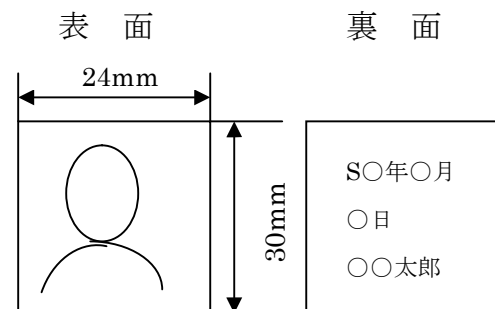
(2) 申請に必要な書類及び記入要領

ア 防火安全技術再講習受講申請書（別記様式第2号）

- ・申請書は、黒のボールペン又は黒のインクを使用し、太枠内を楷書で正確に記入してください。

- ・申請書の中の該当する所は、○印で囲んでください。
 - ・「氏名」「生年月日」の欄は、戸籍上の氏名と生年月日を記入してください。
 - ・「本籍」の欄は、都道府県名のみ記入してください。なお、日本国籍以外の方は国籍を記入してください。
 - ・「現住所」の欄は、下宿、アパート、マンションなどの場合は、必ず〇〇方又は室番号まで記入してください。特に、郵便番号の記入漏れがないようにしてください。
 - ・「勤務先」の欄は、会社名のほか、本社、支社、工場、営業所等の名称まで正確に記入してください。特に、郵便番号の記入漏れがないようにしてください。
 - ・「勤務先業種」の欄は、申請書裏面の勤務先業種から該当する番号を一つ（二つ以上該当する場合は、主な業務を一つ）選んで、記入してください。その他を選択した方は、その他の（ ）欄に具体的に職種を記入してください。
 - ・「受講年月日」の欄は、第二希望日も記入してください。
- イ 返信用はがき（50円切手を貼付してください。）
申請書に連なっているはがきに、送付先の住所を記入し50円切手を貼付してください。なお、はがきは受付後に返送しますので切り離さないでください。
- ウ 受講期限の延長の承認を受けた方が受講する場合は、再講習受講期限延長承認書（別記様式第5号）の（副）を添付してください。
- エ 写真2枚（写真貼付欄に貼付してください。コピーは不可）

写真は6か月以内に撮影したもので、枠なし縦30mm×横24mmの大きさのもの。無帽、無背景で正面からの上三分身とし、裏面に氏名、生年月日を記入してください。



オ 受講料振込み後の、振込控（第2片）

同封の指定金融機関の振込用紙により振込み後、再講習受講申請書の裏面にある「防火安全技術再講習受講料振込確認票」の振込控貼付欄に、振込控（第2片）を貼付し、申請してください。

(3) 受講申請書類の請求要領

登録された住所の変更が行われていないため、防災救急協会からの案内が届かない方で、受講の手引き等の入手を希望される方は、「防火安全技術再講習受講申請書類送付希望」と書いたメモを同封し、140円分の切手を貼った返信用封筒を送付してください。

(4) 申請場所

〒101-0041 千代田区神田須田町1-34-4 神田グロウビル1階
電話 03(5295)2808 FAX 03(5295)3081
公益財団法人 東京防災救急協会 講習事業部 講習第二課

10 受講通知

- (1) 受講申請者に対しては、折り返し再講習受講票を送付します。
- (2) 第1受講希望日と異なる第2希望日等を指定してご案内をさせて頂く場合があります。

11 受講上の留意事項

- (1) 再講習当日には、次のものを持参してください。
 - 再講習受講票
 - 第一種防火安全技術講習修了証又は第二種防火安全技術講習修了証
 - 筆記用具
- (2) 受付は、午前8時30分から9時20分までの時間に行いますので遅れないようにしてください。
- (3) 受付時に再講習受講票と第一種防火安全技術講習修了証又は第二種防火安全技術講習修了証を提出してください。講習終了後、新たに防火安全技術講習修了証を交付いたします。
- (4) 遅刻、早退は認めません。
- (5) 交通スト等が行われる場合でも、講習は実施いたします。
- (6) 受講に際しては、次の事項を厳守してください。
 - 時間に遅れないでください。
 - 受講票に記載してある受講番号と同じ番号の座席にお座り下さい。講義中の退席等により、条例で定められた科目の受講が出来ない場合は、再講習の修了と認められないことがあります。
 - 講義中には質問しないで下さい。質問がある場合には、休憩時間等を利用して行ってください。
 - その他係員の指示に従ってください。

12 問い合わせ先

〒101-0041 千代田区神田須田町1-34-4 神田グロウビル1階
公益財団法人 東京防災救急協会 講習事業部 講習第二課
TEL 03-5295-2808 FAX 03-5295-3081
受講の手引等がダウンロードできます。

ホームページ：<http://www.tokyo-bousai.or.jp/>